

紀の川市森林整備計画

自 平成 2 4 年 4 月 1 日
計画期間
至 平成 3 4 年 3 月 3 1 日

(平成 2 6 年 3 月変更)

和歌山県

紀の川市

「Ⅱの第2の2天然更新に関する事項」及び「Ⅴの1森林経営計画の作成に関する事項」を次のとおり変更する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第2 造林に関する事項

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

2) 天然更新の標準的な方法

天然更新については、気候、地形、土壌条件等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られている森林について行うものとする。

また、早期の更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業又は植栽を行い、確実な更新を図るものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
上記と同じ	10,000本以上／1ヘクタール

天然更新を行う際には、当該天然下種更新の対象樹種のうち稚樹高50cm以上のものが期待成立本数の3割（1ヘクタールあたり3,000本）以上成立させるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいはかき起こしを行う
刈出し	発生した稚樹の生長を妨げる雑草等がある場合に行う
植込み	雑草木が少ないにも関わらず更新が不十分な箇所で行う
芽かき	切り株から出た芽のうち、生長の良いものを2～3本残して、残りを間引く

なお、ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。また、森林法第10条の8及び第15条の届出の天然更新の方法に基づき適確な更新が図られているかを和歌山県天然更新完了基準書に基づき現地確認するものとし、完了の判断基準は下記のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合にあっては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日まで、天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行い、確実に更新を図るものとし、実施後に改めて更新調査を行うものとする。

天然更新の完了の判断基準

(3)に定める伐採跡地の天然更新をすべき期間が満了した日における更新樹種の成立本数が、期待成立本数の3割（1ヘクタール当たり3,000本）以上で、稚樹高50cm以上まで均等に生長している状態をもって更新の完了とする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

林地の荒廃を早期に防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに適確な更新を確保するものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
打田町 1	旧打田町1～7	376.17
打田町 2	旧打田町8～30	1,560.41
打田町 3	旧打田町31～36	233.37
粉河町 1	旧粉河町1～20	1,307.60
粉河町 2	旧粉河町21～25	387.33
粉河町 3	旧粉河町26～44, 68	1,371.15
粉河町 4	旧粉河町45～67	1,314.79
那賀町 1	旧那賀町1～5	294.90
那賀町 2	旧那賀町6～19	807.60
桃山町 1	旧桃山町1～22, 32～36	1,339.10
桃山町 2	旧桃山町23～31	395.02
桃山町 3	旧桃山町37～50	815.35
貴志川町	旧貴志川町 1～15	423.48

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

(2) その他

森林経営計画の作成に当たり、特に次に掲げる事項を適切に実施すべきものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項